

(DC制度情報) 確認画面①

加入者情報の確認・変更

基本情報	勤務先情報	DC制度情報	他年金制度情報
------	-------	---------------	---------

1 年金規約(本文) あなたが加入している制度の規約

My DC PLAN
2 あなたが加入している制度の規約概要

2

資格区分	企業型年金加入者	
申込年月日	2011/08/01	
資格取得年月日	2011/08/01	
年単位拠出実施状況	実施なし	
拠出開始年月	2011/09	
掛金拠出限度額(月額)	55,000円	
掛金(月額)	20,909円	
	事業主掛金	20,909円
	加入者掛金	--- 円
他年金制度加入状況	加入なし	
他制度掛金相当額(月額)	0円	

掛金拠出限度額 : 月額 5.5万円 - 他制度掛金相当額
他制度掛金相当額 : 他の企業年金制度等に加入している場合の掛金相当額(複数の他制度に加入している場合はその合計額)

1 年金規約本文・年金規約概要 (My DC PLAN)

「年金規約(本文) あなたが加入している制度の規約」「My DC PLAN あなたが加入している制度の規約概要」ボタンを押すと、加入している年金規約の本文と概要がPDFファイルで確認できます。

2 DC制度情報項目

現在の資格区分や、資格取得日等が表示されます。

3

個人型確定拠出年金(iDeCo)との同時加入に関する情報

掛金の拠出限度額は、他年金制度の加入状況により異なります。

【他年金制度なし】月額5.5万円 - 事業主掛金額 (上限2.0万円)

【他年金制度あり】月額5.5万円 - 他制度掛金相当額 - 事業主掛金額 (上限2.0万円)

iDeCo拠出可能見込額(月額)	20,000円
------------------	---------

・次に該当する場合は個人型確定拠出年金で掛金を掛けることはできません。

iDeCo拠出可能見込額が0円と表示されている場合

iDeCo拠出可能見込額が個人型確定拠出年金の最低掛金額(月額5,000円)未満の場合

加入している企業型確定拠出年金にてマッチング拠出を導入しており、加入者掛金を拠出している場合

加入している企業型確定拠出年金にて年単位の掛金拠出が導入されている場合

個人型確定拠出年金で老齢給付金を受け取った、または受け取り中もしくは受け取りを請求している場合

公的年金の老齢年金を受け取っている場合

65歳以上の場合

・個人型確定拠出年金に同時加入する場合は、企業型確定拠出年金口座に登録されている「基礎年金番号・生年月日・性別」と、個人型年金加入申出書に記載する基礎年金番号等が一致している必要があります。

加入者情報の確認・変更(基本情報)ページで誤りがないか確認してください。

3

個人型確定拠出年金(iDeCo)との同時加入に関する情報

企業型確定拠出年金の加入者がiDeCoに加入する場合に、拠出可能な上限額を表示します。

用語解説（DC制度情報）

項番	用語	解説
1	資格区分	現在の確定拠出年金の資格状況です。以下の種類があります。 <ul style="list-style-type: none">・企業型加入者・企業型運用指図者・個人型加入者・個人型運用指図者・その他（加入者または運用指図者の資格を喪失した方のことです）
2	資格取得年月日	「資格区分」の資格を取得した日です。 例）企業型年金加入者から企業型年金運用指図者になったときは、運用指図者となった日が表示されます。
3	年単位拠出	（企業型確定拠出年金） <ul style="list-style-type: none">・掛金を、12月から翌年11月までの範囲において複数月分をまとめて拠出する、または1年間分をまとめて拠出すること・特定の月に各月の拠出限度額を超過して拠出すること
4	事業主掛金	企業型確定拠出年金において、企業が負担し拠出する掛金のことです。
5	加入者掛金	企業型確定拠出年金においてマッチング拠出を実施している企業で、加入者が負担し拠出する掛金のことです。 ※企業型での加入者による掛金拠出は、年金規約に定められている場合のみ可能です。
6	個人型加入者掛金	個人型確定拠出年金において、加入者が負担し拠出する掛金のことです。
7	中小事業主掛金	個人型確定拠出年金において、加入者の掛金に上乗せして企業が拠出する掛金のことです。法令の要件を満たした事業主が国民年金基金連合会に届け出ることによって実施することができます。
8	iDeCo拠出可能見込額	企業型確定拠出年金の法定拠出限度額から事業主掛金額と他制度掛金相当額（他の企業年金制度等に加入している場合の掛金相当額）を控除した残余の範囲内で、拠出できると見込まれる個人型加入者掛金の上限額として算出した額のことです。